MEISSNER BOLTE

Patent and Trade Mark Attorneys ■ IP Litigators





単一特許保護を再考する時か?

Dr. Andrew J. Parker, LL.M., Julian Würmser, LL.M.

欧州単一特許(UP)は、EUでの特許保護のための一般的で価値ある選択肢としてすでに確立しており、EU全域での権利行使のための信頼できる法廷を提供する統一特許裁判所(UPC)によって十分にサポートされています。2024年における単一特許保護の取得率は25%,を超えており、これは、欧州特許の4件に1件が、欧州の主要な法域で単一的な効果を享受できる単一特許として成立していることを意味します。ドイツと米国の特許権者が最も積極的に単一特許保護の恩恵を受けており、中国とEUのその他の国がそれに続いています。

欧州特許庁(EPO)の一部のユーザーは、単一特許の保護に慎重な姿勢を崩していません。おそらく、一度の否定的な有効性判断が単一特許全体の取り消しにつながるという、一括取消(central revocation)の脅威を懸念しているものと推測します。この懸念から、多くの特許権者が既存の欧州特許ポートフォリオをUPCの管轄から「オプトアウト」しており、また多くは、依然として従来の有効化ルートを選択し、その後オプトアウトしています。

2023年では、既存のポートフォリの現状を維持することは理にかなっていましたが、統一制度の最初の18か月は、単一特許とUPCを再考し始める時期であることを示しています。

¹Statistics & Trends Centre | epo.org

統一特許裁判所(UPC)が侵害を争う場であることが証明され つつある:

約240件の係属中の侵害訴訟と55件の単独の取消訴訟、を比較すると、25万件を超える付与特許がUPCの管轄下にあることを考慮しても、UPCが欧州特許や単一特許を攻撃するために利用されるのは、具体的かつ差し迫った脅威がある場合に限られることが一目瞭然です。これまでの統計から明らかなように、第三者は統一特許裁判所に対して単独で取消訴訟を提起することをほとんど望んでいません。

一括取消(CENTRAL REVOCATION):現実のリスクか「理論上」のリスクか?

UPCでの単独取消訴訟への消極的な姿勢にはいくつかの原因があると思われますが、その第一は費用リスクです。UPCでの取消訴訟は複雑かつ高額であり、費用リスクはすべての当事者が負うことになります。敗訴した当事者は、勝訴した当事

者の費用の少なくとも一部を支払う必要があります². これと対照的なのが、確立された、より安価で費用リスクのないEPOでの異議申立であり³,なぜ多くの第三者が、最近付与された欧州特許の有効性判断の場として、EPOでの異議申立を第一に選択するのか、その理由は明らかであろう。

現在までのUPCの取消訴訟に関する統計とEPOの継続的な異議申立を併せて考えれば、賢明な特許権者は、単一特許の「リスク」を評価する際に注意深くなりすぎるべきではありません。UPCでの一括取消は理論上のリスクであることが判明しており、UPC管轄からのオプトアウトを伴う従来の有効化に対する単一特許保護の利点を考える場合、この「リスク」はあまり重視されるべきではありません。

今こそ欧州における有効化戦略を適応させる時です!

経済的考慮

付与された欧州特許の大半は、一部のEU加盟国でのみ有効化されています。最初の疑問は、付与された欧州特許で幅広い保護を得ることが可能であるにもかかわらず、有効化するEU加盟国がこれほど少ないのはなぜか、ということです。おそらく「歴史的慣行」が主な原因であろうが、当初の決定は、これらの国々が以下の理由に該当するため下された可能性が高いといえます。

- ・ 経済的に最も関心の高い国々
- 特許侵害の可能性が最も高い国々
- 欧州特許の付与権利を実際に行使するにあたり、経済的実行可能性が高い国々

歴史的に見て、侵害者が選ばれた少数のEU加盟 国でのみ活動していたとは考えにくく、おそらく、 有効化の判断は、EU域内で広域的に有効化する

¹Case load of the Court end November 2122024.pdf

²rop_en_25_july_2022_final_consolidated_published_on_website.pdf

³Oppositions | epo.org

¹ Data to download | epo.org

費用と、二次市場で損害賠償や差止命令による救済を得るメリットとの経済的バランスに基づいていたと考えられます。

単一特許の出現により、EU有効化に関する状況全体が変化したため、既存のポリシーを真剣に再考する必要が生じています!

単一特許により、簡素化された単一法廷での執行 と相まって、EU域内における重要な差止救済を 提供する広範な地理的保護がが可能になります。 今日、欧州連合(EU)の全加盟国にわたって単一 特許が完全に利用可能になる前であっても、単一 特許による差止救済は15兆7000億ドルの GDPをもつ3億1800万人に及びます。単一 特許の経済的影響は、EU有効化を検討する際の 従来の基準を完全に変え、すべての特許権者は、 2つまたは3つのEU加盟国のみで特許の保護を 受けることが現実的な経済的決断であるかどうか を新たに検討しなければなりません。単一特許を 取得するためのわずかな追加費用で、大幅に強 化された差止命令による救済と、より広い潜在的 市場へアクセスが可能になるにもかかわらず、欧 州特許をフランスとドイツでのみ有効化すること は経済的に理にかなっているといえるだろうか。 おそらく、より良い質問は、「我々が単一特許を取 得しななくても問題ないのか?」であろう。

単一特許の更新手数料と特許の束の更新手数料 との比較

単一特許の年間更新手数料は、単一特許制度内で最も利用されている4つの管轄区域の費用と一致します。しかし、この比較は不完全であり、4つの個別の更新手数料を支払うにも、管理上の、または第三者プロバイダーを経由させる際の費用が発生します。単一特許の更新手数料と個別の有効化の更新手数料の実際の費用を比較すると、3つの加盟国にはるかに近くなります。単一特許の2つの加盟国を超える保護に漠然とした興味しかないとしても、おそらく2つの個別有効化よりも単一特許を取得する価値があるといえます。

法的な利益 - 複数の司法管轄区

経済上の利益に加え、単一特許による保護を選 択する重大な法的理由も存在します。この特許権 の単一性により、コンピュータ発明をカバーする 特許の権利行使が改善され、合理化される可能 性が高まります。複数の法域にまたがり単一の権 利行使を行うことができるため、或るクレームを 侵害するために複数のEU加盟国を組み合わせる 必要があるが、クレームの個々の部分だけが別々 のEU加盟国で侵害されているような事案を大幅 に単純化できる可能性があります。コンピュータ ベースの方法をカバーするクレームが侵害され、 協働するサーバーがフランスとドイツにあり、最 終的な実装がイタリアで行われるようなケースを 想像してみてください。このような単純な法的手 続きは、いずれかの管轄区域における国境を越 えた訴訟を通じて達成されることはめったにあり ません。

競合他社の活動

必要な地理的範囲を考慮する場合、特許権者の 活動は重要ですが、潜在的な侵害者の活動を考 慮することも重要です。EU域内で活動することの 大きな利点の一つは、欧州加盟国間での商品の 自由な移動です。インターネット販売に積極的な 競合他社は、個々のEU加盟国で侵害訴訟に直面 しても、EUの大部分で事業を継続できる可能性 があり、地理的に限定された特許保護の効果が 大幅に弱まります。高額商品の場合、競合他社は、 特許による保護が有効でない国で、容易に二次 市場のシェアを大きく獲得することができます。反 対に、保護と可能な執行措置がEUの大部分を網 羅する場合に、競合他社が直面する困難を想像し てみてください!単一特許の保護により、特許権 を行使する経済的な実行可能性が、EU全域で活 動し、以前は特許保護が行われているEU加盟国 への販売を単に停止するか回避する選択肢しか なかった者を含む、より広範な潜在的侵害者に拡 大します。

² <u>UPC Member States</u> | <u>Unified Patent Court</u>

³ Renewal fees | epo.org

単一特許の保護は、権利行使やライセンス付与のための全く新しい競合他社を生み出す可能性さえあります。多くのEU加盟国にわたり、しかし侵害製品をわずかな数しか販売していない競合他社を想像してみてください。そのような競合他社に対して加盟国ごとに権利行使を行うことは経済的実行可能性に乏しいといえ、そのような加盟国での競合他社の販売を全面的に単に中止させることができるだけか、あるいは売上高が低すぎて訴訟コストを正当化できないだろう。そのような懸念は、単一特許によって一掃され、特許権者は、そのような潜在的侵害者の大半の市場に深刻な影響を与えることができ、権利行使を実行可能な

選択肢とすることができます。加えて、単一特許は、権利行使が重要ではないが、競合他社が活動している二次市場から新たなライセンス収入を得るルートを提供します。

総括

単一特許保護の優れた導入と統一特許裁判所における法的予測可能性が伴う今こそ、特許権者が単一特許による保護を真剣に検討すべき時といえます。単一特許による保護が有益であるかどうかは、様々な側面によって異なりますが、まず、以下の質問に答えることから始めるとよいでしょう。

- なぜ我々は特定のEU加盟国でしか有効化し ないのでしょうか?
- 単一特許の範囲に照らしても、この判断は正 しいのでしょうか?
- 我々は競合他社をそのビジネスモデルを理由 に容認しているのだろうか、そして単一特許は 我々が必要とするツールを提供してくれるでしょうか?

これらの疑問に適切に答えて初めて、単一特許による保護がもたらす個々の利益について、真の決断を下すことができるのです。

私たち、マイスナーボルテは、単一特許が、あらゆる技術分野にわたってかつ欧州連合内で活動している特許権者のほとんどにとって、大きなメリットをもたらすと考えています。単一特許がすべての場合に適切であるとは限りませんが、このオプションを無視して、有効化に関する時代遅れのポリシーに固執することは賢明とは到底いえず、特許に精通した競合他社に遅れをとることにもなりかねません。

上記について、また、貴社のポートフォリオに含まれる特許の一部、あるいはすべてについて単一特許が正しい選択であるかどうかについて、マイスナーボルテは適切なアドバイスを提供します。お気軽にお問い合わせください。

Meissner Bolte Patentanwälte Rechtsanwälte Partnerschaft mbB | www.meissnerbolte.com | mail@mb.de